

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

今回監査を行ったケースの中においては、稼働能力とその機会を有しながらも就労を行わず、生活保護を長期間受給しているケースが相当数見られたところである。

この場合は、法第4条第1項に規定する保護の要件としての能力の活用を欠くものであるから、そのような者からの保護開始の申請は却下すべきであり、また、その者が被保護者である場合は、実施機関は速やかに法第27条第1項に基づく指導指示を文書で行い、これに従わないときは法第62条第3項により保護の停廃止の処分を行うべきである（生活保護手帳別冊問答集253頁）。

また、今回監査を行ったケースの中には、体調の不良を理由に就労していないケースも相当数多く見られたところである。そして、その中には、本当に体調が不良かどうか疑わしいケースもいくつか見られたものである。

病状把握については、本人の申告のみにより判断することなく、レセプトの点検、主治医からの意見聴取等により病状と稼働能力の把握を行い、就労を阻害する要因のない者又は就労が可能な者に対しては、口頭による就労の指導を行い、それにもかかわらず真剣に就労又は就職活動を行おうとしない者に対しては、法第27条第1項に基づく指導指示を行うべきである。

そして、それにもかかわらず、指導指示に従わない場合は保護の停廃止を検討すべきである。

(2) 検診命令

さらに、正当な理由がなく、医師の診断も受けず、就労しようとするケースもいくつか見られたものである。

この場合も、法第28条第1項の規定に基づく検診命令を発し、これに従わない場合には、同条第4項により保護の停廃止を検討すべきである。

(3) 指導指示の手順

上記のような就労意欲のないケース等における指導指示の手順は次のとおりである。

ア 口頭指示

イ アに応じない場合に法第27条第1項に基づく文書指示書

ウ イに応じない場合に法第62条第4項に基づく弁明通知書

エ ウに応じない場合に法第62条第3項に基づく保護の廃止

(4) 指導指示の現状

ア 平成15年度中の指導指示の指示日、指導指示事由、指示の結果、処分等は、
図表36のとおりである。

図表36 【平成15年度指導指示書交付状況】

福祉事務所	番号	指示年月日	指導指示事由	指示等に従ったか	処分(停止・廃止)	処分年月日	備考(再申請等)
中央	1	平成15年11月14日	収入があった場合の速やかな収入申告	従っている			
中央	2	平成15年12月10日	自動車の不使用	従っている			
中央	3	平成15年8月5日	収入があった場合の速やかな収入申告	従っている			
中央	4	平成15年11月4日	収入があった場合及び世帯異動の速やかな申告届出	従っている			
中央	5	平成15年10月23日	年金担保貸付の再担保禁止	従っている			
中央	6	平成15年12月10日	家賃を遅滞なく納めること	その後も支払いの遅れあり納付を指導中			
中央	7	平成16年1月22日	年金担保禁止	従っている			
中央	8	平成15年9月4日	年金担保禁止	従っている			
中央	9	平成15年12月12日	年金担保禁止	従っている			
中央	10	平成16年1月13日	賭け事等浪費の禁止	従う中、引取扶養で廃止			平成16年12月1日廃止
中央	11	平成16年1月16日	訪問連絡票の指示遵守	従っている			
中央	12	平成15年12月16日	年金担保禁止	従っている			
中央	13	平成15年10月23日	資料提出 事務所への来所	従った			
中央	14	平成15年11月21日	年金再担保禁止	従っている			
北	1	平成15年9月18日	遡及受給した年金の用途の説明	従わず	廃止	平成15年11月1日	平成16年3月10日再開始
北	2	平成16年3月31日	年金担保融資禁止	遵守中			
北	3	平成15年6月25日	年金担保融資禁止	遵守中			
北	4	平成16年1月09日	年金担保融資禁止	遵守中			
北	5	平成16年3月02日	交通事故内容の届出	従った			
北	6	平成16年9月25日	求職活動に取り組む	求職活動中			
北	7	平成16年9月25日	求職活動に取り組む	求職活動中			
北	8	平成16年9月25日	求職活動に取り組む	求職活動中			
東	1	平成15年10月27日	年金担保融資の禁止	従っている			継続
東	2	平成16年1月26日	家賃納付	従っている			継続
東	3	平成15年10月22日	適切な収入申告	16年度税調においても未申告収入あり			処分検討中
東	4	平成15年10月22日	自動車の保有・使用禁止	16年度税調においても妻名義の軽四あり			処分検討中
東	5	平成15年11月5日	届出義務の遵守	従っている			継続
東	6	平成15年7月22日	届出義務の遵守	従わず	廃止	平成15年10月1日	市外転出
東	7	平成15年10月6日	届出義務の遵守	従っている			継続
東	8	平成15年5月16日	居住実態の確保	従わず	廃止	平成15年6月1日	市外転出
東	9	平成15年10月6日	年金担保融資の廃止	従った			

福祉事務所	番号	指示年月日	指導指示事由	指示等に従ったか	処分(停止・廃止)	処分年月日	備考(再申請等)
東	10	平成15年6月2日	自動車の保有・使用禁止	従っている			継続
東	11	平成16年2月5日	年金担保融資の禁止	従った			
東	12	平成15年11月20日	適切な収入申告	従わず	78条		
東	13	平成16年2月23日	届出義務の遵守	従っている			継続
東	14	平成15年7月8日	適切な収入申告	従っている			継続
東	15	平成15年8月25日	能力に応じた就労	従わず			継続
東	16	平成15年11月21日	能力に応じた就労	従わず			継続
東	17	平成16年2月24日	能力に応じた就労	従わず			継続
東	18	平成15年11月13日	能力に応じた就労	従わず	世帯分離	平成16年2月1日	平成16年7月22日 廃止
東	19	平成15年7月4日	生活の維持向上	一部改善			
東	20	平成15年10月24日	届出義務の遵守	従っている			継続
東	21	平成16年2月20日	年金担保融資の禁止及び適切な収入申告	従っている			継続
東	22	平成16年3月30日	断酒	従っている			継続
東	23	平成15年8月14日	断酒	従っている			継続
東	24	平成16年2月9日	届出義務の遵守	従わず			処分検討中
東	25	平成16年7月29日	年金担保融資の禁止	従っている			継続
東	26	平成16年3月3日	届出義務の遵守及び適切な収入申告	従っている			継続
東	27	平成16年2月18日	収入及び自動車保有状況報告のため来所	従った			継続
東	28	平成15年7月30日	年金担保融資の禁止	従っている			継続
東	29	平成15年5月28日	年金担保融資の禁止	従った			
西大寺	1	平成15年9月8日	車の使用について	従っている			
西大寺	2	平成15年11月11日	車の使用について	従っている			
西大寺	3	平成16年2月18日	車の使用について	従っている			
西大寺	4	平成16年2月18日	年金担保借入について	従っている			
西大寺	5	平成15年6月24日	適切な収入申告について	従っている			
西	1	平成15年9月2日	自動車の使用禁止	車を所有者(長女)に返還			
西	2	平成16年1月28日	反社会的行為の禁止・自動車の使用禁止	反する行為は認められなかった			平成16年9月15日 東へ転出廃止
西	3	平成15年4月4日	自立に向けて就労すること	求職活動に本気で取り組みなかつた	廃止(辞退)	平成15年11月1日	
西	4	平成15年4月4日	自立に向けて就労すること	就労開始に至らなかつたが求職活動した	廃止(辞退)	平成15年11月1日	
西	5	平成15年9月4日	自立に向けて就労すること	就職したが体調不良を訴えず退職			
西	6	平成16年3月3日	車の処分指導	従った			

福祉事務所	番号	指示年月日	指導指示事由	指示等に従ったか	処分(停止・廃止)	処分年月日	備考(再申請等)
西	7	平成15年10月17日	車の処分	従った			
西	8	平成15年10月9日	車の処分・他法活用・届け出義務の履行	他法(失業保険)受給	廃止(辞退)	平成15年11月1日	
西	9	平成15年12月4日	就労指導	未就労			
西	10	平成16年1月15日	自動車の使用禁止	誓約書を書く。使用の実態は認められない			平成16年8月1日結婚転出により廃止
西	11	平成15年8月15日	収入申告・調査協力	聴聞に応じず	廃止	平成15年9月1日	
南	1	平成15年4月4日	車の保有	従わず			転出廃止
南	2	平成15年4月4日	就労	6月就労開始			
南	3	平成15年4月9日	車の保有	従った		平成15年11月3日	死亡廃止
南	4	平成15年5月16日	就労	従わず	廃止	平成15年8月20日	
南	5	平成15年7月2日	車の保有	従わず	廃止	平成15年11月28日	
南	6	平成15年8月4日	就労	16.1月就労開始			
南	7	平成15年8月15日	届出義務厳守	指示後未申告収入発覚	78条	平成16年8月5日	保護継続
南	8	平成15年9月30日	就労	16.1月就労開始			
南	9	平成15年10月1日	就労	指示後 病状悪化			
南	10	平成15年10月3日	就労	従わず	廃止	平成16年1月1日	辞退廃止
南	11	平成15年11月1日	車の使用・収入増	指導継続中			
南	12	平成15年12月16日	就労	16.1月就労開始			
南	13	平成16年1月21日	就労	16.1月就労開始			
南	14	平成15年11月13日	就労	従わず	廃止	平成16年5月1日	辞退廃止
南	15	平成16年2月27日	就労	指導後 病状悪化			
南	16	平成16年3月3日	車の保有	指導継続中			
南	17	平成16年3月11日	就労・届出義務	16.7月就労開始			
南	18	平成16年3月11日	車の使用	指導継続中			
南	19	平成16年3月11日	届出義務厳守	指導継続中			
南	20	平成16年3月12日	車の使用	指導継続中			
南	21	平成16年3月18日	年金担保借入禁止	従った	廃止	平成16年8月1日	辞退廃止
南	22	平成16年3月22日	就労	16年4月就労開始			
南	23	平成16年3月30日	車の使用	従わず	廃止	平成16年8月12日	

イ また、指導指示を福祉事務所別と事由別に分類すると、図表37のとおりである。

図表37 【平成15年度福祉事務所別及び事由別指導指示書交付状況】

(件)

事務所別		事由別(複数)	
中央	14	稼働能力	24
北	8	収入申告・届出	23
東	29	自動車	21
西大寺	5	年金担保	18
西	11	断酒	2
南	23	その他	6
計	90	計	94

これによると、指導指示の件数は、東福祉事務所の29件が最も多く、西大寺福祉事務所の5件が最も少なくなっている。

ウ さらに、指導指示の結果の分類と処分の分類は、図表38、図表39のとおりである。

図表38 【指導指示による改善等の状況】

(件)

改善等状況		
1	指示事項遵守・改善	61
2	一部改善・指導援助継続中	7
3	不遵守・処分検討中	5
4	処分	8
5	その他	9
計		90

図表39 【指導指示による処分等の状況】

(件)

処分等		
1	廃止	5
2	世帯分離	1
3	78条	2
4	辞退	6
5	転出等	4
6	死亡・扶養	3
計		21

これらによると、指導指示の結果、90件のうち61件が指導指示の遵守、改善に結びついており、保護廃止の処分は5件となっていること等が分かる。

(5) 指導指示の運用の問題点（意見）

個々の具体的なケースにおいて指導指示の必要性が変わってくるので、単に被保護世帯数と指導指示の件数を比較することはできないが、ケースワーカーから指導指示書の交付に関して事情を聞いたときに、ケースワーカーによっては、指導指示書の交付に必ずしも積極的ではない印象を受けた場合もあったものである。

それは、指導指示書を交付すると、それが守られないときに、保護の停廃止を検討して、さらに、場合によっては保護の停廃止を実際に行わざるを得ず、そうすると不服申立、取消訴訟になる可能性があるためであると考えられるが、もしそうであれば、生活保護に関する事務の執行におけるコンプライアンス（法令遵守）の実現という目標に矛盾する運用である。

むしろ、取消訴訟の結果の見通しまで踏まえて、積極的に指導指示書の交付に踏み切る運用を行うべきである。

なお、前述の図表37の指導指示の事由別分類によれば、稼働能力関係の指導指示の件数が最も多いが、件数としては24件にとどまっている。しかし、Aケースの監査ではかなりの件数につき稼働能力がありながらもそれを十分に用いていないケースが見られたところであり、B以下のケースでもそのようなケースは相当数存在するものと考えられるので、24件という数値は低すぎるという印象を受けるものである。

(6) 検診命令の現状

平成15年度検診命令（稼働能力判定用）の命令日、命令理由、検診結果、処分等は、図表40のとおりである。

図表40 【平成15年度検診命令状況調べ（稼働能力判定用）】

福祉事務所	番号	命令年月日	命令事由	検診結果	処分 (却下・停止・廃止)	処分年月日	備考
中央	1	平成15年8月5日	傷病を理由に就労不能を申し立てるため	軽労働は可能			平成15年7月30日開始
中央	2	平成15年10月8日	就労の可否に疑義があったため	内職程度の就労可能			平成15年10月7日開始
東	1	平成15年9月16日	稼働能力有無の把握	普通労働可			新規開始
東	2	平成15年9月22日	病状及び稼働能力有無の把握	内職程度就労可			新規開始
東	3	平成15年10月24日	病状及び稼働能力有無の把握	就労不可	却下	平成15年11月21日	居住実態無し
東	4	平成15年10月31日	病状及び稼働能力有無の把握	内職程度就労可			新規開始
東	5	平成15年11月7日	病状及び稼働能力有無の把握	就労不可			新規開始
東	6	平成16年1月27日	稼働能力有無の把握	普通労働可			新規開始
東	7	平成16年2月10日	受診指導に応じず病状把握できないため	普通労働可			継続
東	8	平成16年2月25日	稼働能力有無の把握	就労可、腰痛は整形外科に別途受診のこと			新規開始
東	9	平成16年2月27日	病状及び稼働能力有無の把握	就労可			新規申請取り下げ
東	10	平成16年3月3日	病状及び稼働能力有無の把握	軽作業可			新規開始
東	11	平成16年3月8日	稼働能力有無の把握	内職程度就労可			新規開始
東	12	平成16年3月29日	受診指導に応じず病状把握できないため	内職程度就労可			継続
南	1	平成15年6月24日	稼働能力の有無	稼働能力有り	却下	平成15年6月30日	審査請求裁決＝却下取消し
南	2	平成15年5月26日	稼働能力の有無	稼働能力有り	却下	平成15年6月16日	
南	3	平成15年8月4日	稼働能力の有無	稼働能力有り			平成16年2月27日指導指示

この点に関しても、Aケースの監査だけでもかなり体調が悪いと言いながら病院に行こうとしなかった者が相当数見受けられたので、合計17件という検診命令数自体が少ないという印象を受けるものである。

7 訪問調査

(1) 訪問調査の意義

要保護者に対する処遇は、「訪問調査に始まって訪問調査に終わる。」といわれるほど、訪問調査活動は、被保護世帯の生活実態等を的確に把握し、保護の受給要件の検証、処遇方針に沿った指導援助を行うための基礎となるものである。

このため、ケース記録の中からAケースを抽出して、次のとおり監査を行ったものである。

(2) Aケースの訪問状況（指摘事項）

Aケースは、平成15年度において、岡山市全体で201件存在する。

Aケースは、前述のとおり、「ケース分類及び現業活動基準」によれば、①独居又は寝たきり老人及び障害の程度が重度の障害者で介護者等がなく、常時状況把握が必要なケース、②世帯員の日常生活上の行動に特に問題があるケース、③稼働能力がありながらそれを十分活用していないケース、④稼働の実態把握が困難なケース、⑤療養態度が極めて悪く指導が必要なケース、⑥病状把握が困難なケースとされており、ケース全体の中でも特に訪問の必要性が高いものとして、全保護世帯5,512件のうちのわずか約4パーセントの割合で決定されているものである。

これらのうち、年度途中から開始のものと年度途中において廃止になったものを除いた件数は170件である。

そして、この170件につき、Aケース格付けの理由と平成15年度中の訪問回数及び訪問日は、図表41-1のとおりとなる。

図表41-1 【平成15年度Aケース訪問状況】

区分	事務所	Aケース各付けの理由	訪問 月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	CW 番号	備 考 (訪問しなかった理由等)
1	中央	3 就労指導が必要なため	2回				14					25				1	
2	中央	3 長男の就労指導が必要なため	3回			30				0		F25				1	平成16年7月1日付 廃止
3	中央	3 就 労 指 導	4回		2							F25	F27		17	2	
4	中央	3 長女に対する就労指導生活状況注意	11回				F8 28	25	F16 30	17	4 17	F5	8		4	3	長女 平成15年11月1日転出
5	中央	2 主、二女の実態把握及び病状把握	3回			9	7								18	4	平成16年4月～ Bケース
6	中央	3 就労指導	6回	F18		F2	F30	13		10					12	4	
7	中央	3 稼働能力の活用につき要指導のため	1回						F25							5	
8	中央	3 稼働能力の活用につき要指導のため	3回			4			25				21			5	
9	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	3回	8			7		25							5	
10	中央	3 稼働能力がありながら十分活用していない	5回			4		F28			7	8	27			6	
11	中央	3 稼働能力がありながら十分活用していない	3回			25		21				2				6	平成16年7月～ Bケース
12	中央	3 稼働能力の活用につき要指導のため	3回						25					10	2	7	
13	中央	3 妻・長女就労指導	2回								13			27		8	平成15年11月12日 世帯転入によりAケースに
14	中央	3 主に就労指導	10回		30	10 F13		21	F16	9		22	30		5 15	8	平成15年5月27日付 開始
15	中央	6 病状把握が困難	1回						2							9	
16	中央	1 重度障害者で常時状況把握必要	1回	3												9	
17	中央	3 稼働能力がありながら十分活用していない	6回	3	27					F2	20			10	2	9	
18	中央	3 稼働能力がありながら十分活用していない	4回	28			29			9				9		9	
19	中央	2 怪我の経過把握 事故・裁判の経過把握	8回		30	5		29	30		28	25	28	20		10	
20	中央	6 病状把握が困難	9回		13			26	16	28	20	25	8	16	11	10	
21	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	11回	22	F1	F2	F10	11		F5	F6	F20	F9	29	18	9	10
22	中央	2 生活実態に問題がある	9回				22	13	3	2	11	2	15	5	2	11	7月からA格付
23	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	12回	2	5	2	10	6	8	1	1	7	2	15	5	2	11
24	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	12回	7	2	5	2	5	1	3	5	4	7	4	1	11	
25	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	12回	7	2	5	2	5	1	3	5	4	7	4	1	11	

区分	事務所	Aケース各付けの理由	訪問 月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	CW 番号	備 考 (訪問しなかった理由等)	
26	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	12回	7	5	24	23	11	5	2	7	5	7	5	8	11	
27	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	3回									5	6	2	11	1月からA格付	
28	中央	6	病状把握が困難	6回	F28		25	7	25		F26			F12		12		
29	中央	6	病状把握が困難	8回	8		5	11	11	25	3	F19		12		12		
30	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	7回	F8		25		F25		F17	10	18		5		12	
31	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	6回		13	25		7	5		26			9		12	
32	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	7回		F9		3		F19	30	26			F25	9	12	
33	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	11回	1	6		F2	7	2	2	8	11	F15	17	F11	12	
34	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	4回		28	24			5				7			12	
35	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	12回	7	6	6	7	7	10	7	7	5	6	6	6	5	12
36	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	12回	F8	12	20	25	19	25	F29	11	25	23	3	11	13	
37	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	9回	17	F1 2	10	F2 4	F7	F2 4	F9	7			26		13	
38	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	6回	F17	29	25				31	5		13			13	
39	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	3回	28		28								F3		13	
40	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	5回	28	21	20				23			F18			13	
41	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	6回	28	28		2		1			F19	8			13	
42	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	5回			23	17			F17			F8	18		13	
43	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	8回		9			6	8		5	9	F14	3	1	14	
44	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	10回		9	3	F2	5	1	F1	7	4		3	3	15	
45	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	10回	F17		11	F1		17	9	17	9	16	18	18	15	
46	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	10回		9	3	2	7	1	10		2	F6	3	3	15	
47	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	5回	7			F29			9			9	F15		15	
48	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	6回	F11			F1			27		F10		F12	17	16	
49	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	8回	25	2		F4	22		3	7	4	5			16	
50	中央	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	8回	4	6		30		F25	27		12		17	24	16	

区分	事務所	Aケース各付けの理由	訪問 月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	CW 番号	備 考 (訪問しなかった理由等)	
51	中央	2	生活状況の把握が困難	8回	F28	F7	6	F2		F19	F27	18			22	17		
52	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	6回	F9	27		F31		22			F18	F15		17		
53	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	6回	18	15	2		F19	26					10	17		
54	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	9回	2	27		10	F18	9	22	7	18		10	18		
55	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	11回		27		10	18	F1	22	11 F7	F3	15	6	F10	18	
56	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	10回		27		F4	F18	1	F22	7	3	F15	F5	10	18	4月24日開始
57	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	8回	F3 16			F9		F25	8			5	F26	5	18	
58	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	11回	7			F11		F16 25	31	F19	F19	F15	F16 24	16	18	
59	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	8回	3	9	23				31		F26	5	F26	18	18	
60	中央	2	生活状況の把握を要する	11回	8	21	18	25	22		15	14	17	21	16	11	19	
61	中央	2	生活状況の把握を要する	11回		26	26	11	13	10	15	14	17	21	16	15	19	
62	中央	3	長男、二男の就労状況の確認	8回	17	6	19			18	27		17	15	16		21	
63	中央	3	孫の稼働能力の検討	8回	F14	15	17	22	25				F25	15	19		21	
64	中央	2	内夫の収入増、主、長女の病状調査	9回		F15	18	F22	21	F16	16		F17	F26	19		21	
65	中央	2	世帯の生活実態の把握	9回	F17	15	F18	30	F19	F16	F16		F17		F16		21	
66	中央	3	長女の稼働能力の調査	4回	7	21			F12	17							21	
67	中央	2	収入増しを目指した指導	8回		15	18	F22	F19	F16		24		21				
68	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	10回		1	23	23		24	9	13	15	8	17	10	22	
69	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	10回	13 20	16	F4	6	3			26	7	20	17		22	
70	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	7回		22	25		8	1	14			7	19		22	
71	中央	4	生活状況の把握を要する	12回	8	F22	20	30	13	19	6	F13	F12	F26	9	16	24	
72	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	5回	F18	10					29			22	F20		25	
73	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	3回	21		F3		28								26	
74	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	10回	F18	F23		F30		F11	F24	F27	F3	F28	F16	F8	26	
75	中央	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	2回							30		F2					

区分	事務所	Aケース各付けの理由	訪問 月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	CW 番号	備 考 (訪問しなかった理由等)	
76	北	2	日常生活上の行動について把握を要する	3回		F30		F29						F10		1	来所面接あり	
77	北	3	稼働能力がありながら、それを十分活用していないケース	18回	21	F9 16	F11 17 25	2 F29	6	1		F25	F15 F26	F20 F25	F8 F23	2		
78	東	3	稼働能力活用指導	2回			4						2			1		
79	東	1	障害者の常時把握	13回	1 4	1 22 23	4	4	4	F19 20	4			23	6	1		
80	東	1	障害者の常時把握	14回	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		
81	東	2	生活上の問題行動あり	6回		16		4	4 6				25	5		1		
82	東	3	稼働能力活用指導	1回						29						1		
83	東	3	稼働能力活用指導	3回		28		15 17								1		
84	東	3	稼働能力活用指導	3回		2		8				9				2		
85	東	3	稼働能力活用指導	6回	3		F11	F9	6		F27		F9		3			
86	東	6	稼働実態の把握必要、病状把握が必要	3回			F1		8			1				4		
87	東	3	妻に稼働能力活用指導	7回		F1 28	20		12	30	17				3	5	妻 平成15年12月から稼働	
88	東	3	稼働能力活用指導	5回		21		15	F 18 26			26				6		
89	東	3	子の健康状態把握と就労指導	2回					16				24			6		
90	東	3	稼働能力活用指導	6回	7	21		4	9		10				12	7	求職活動開始により格付け変更検討中	
91	東	2	日常生活に問題あり	5回	10			F2 4		F8				19		7		
92	東	2	日常生活に問題あり	4回		9	30		21		22					7		
93	東	2	日常生活に問題あり	2回			4							4		9		
94	東	3	稼働能力活用指導	1回	1											9		
95	東	3	稼働能力活用指導	6回	3	14	30			28		25			30	10		
96	東	6	病状調査により、就労指導の可否等検討	3回		15									23 30	10		
97	東	2	日常生活に問題あり	5回	24				21	11		26	10			12		
98	東	2	日常生活に問題あり	10回	7	F16	F25 26	30	F20	F11	22		F4		F25	12		
99	東	3	稼働能力活用指導	12回	3	20	26 27	F29 31	20	26	31		24		13	26	13	
100	東	3	稼働能力活用指導	9回	3	27	26	F29	26	F10 12		24			24	13		

区分	事務所	Aケース各付けの理由	訪問 月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	CW 番号	備 考 (訪問しなかった理由等)	
101	東	6	生活状況の把握、児童問、 題、薬物問題について、 状況把握が必要	13回	16	F5 6 26		18		8		F16 24 25		F20 F27	F2 15	13		
102	東	3	稼働能力活用指導	14回	15	30	18 24	9 11 22 31	4 26	1 5		4			2	15		
103	東	5	療養態度が極めて悪 く指導が必要	8回	10		4	6 12 13	26	F23		10				15		
104	西大寺	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	11回	16	16	17	7	F17	10	25	3	23	15	8	2		
105	西大寺	2	世帯員の日常生活上の 行動に問題あり	11回	F 8		F12 F23	F16 17		30	16	26	10	13	13		3	
106	西大寺	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	8回			25	3			6	F26	7	18 27	4	3		
107	西大寺	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	13回	9	13	6 26		11	8	7	7	3	13 22	10	2	2	
108	西大寺	2	世帯員の日常生活上の 行動に問題あり	9回	8			24		F30	24	26	19	26	27	9	3	
109	西大寺	2	世帯員の日常生活上の 行動に問題あり	7回				1 14	29	10		16		18	15	3	4～7月は担当多忙につき訪 問できず。生計調査世帯で支 給日共月2回来所	
110	西大寺	2	世帯員の日常生活上の 行動に問題あり	7回			3 F29	12					7 14	10	24	3		
111	西	3		8回	25	127	11	22	15	29	27	125				4		
112	西	3		2回	17										8	3		
113	西	6	受診指導	2回				11							15	3		
114	西	3		1回				130								3		
115	西	6	受診指導	2回				30							8	3		
116	西	6	受診指導	2回				18							19	3		
117	西	2	生活状況に注意が必 要	4回		7			16					27	13	3		
118	西	3	妻に強力に就労指導	3回				16	18						10	1		
119	西	3		5回		7		f30	f11		31				f13	3		
120	西	3		2回		f18			f25							1	平成16年4月市外転出	
121	南	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	1回											11	4	平成16年2月9日付開始 平成16年4月1日付辞退廃止	
122	南	3	主に対し、転職を含む増 収指導必要のため	3回	F17								F14		F11	5		
123	南	3	主に対し、就労収入増 へ努めてもらう必要あ るため	3回										F8 14 28		5		
124	南	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	10回		F12	4 F12 17	F22	F29		2 F22		F6	F6		8		
125	南	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	3回					F18			F13			1	8		

区分	事務所	Aケース各付けの理由	訪問 月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	CW 番号	備 考 (訪問しなかった理由等)
126	南	3	アルコール依存症で療養態度悪いため	14回	12	F3 F12 17	22	29	18	2 16	5 20		F6 F23		8	8	
127	南	3	主に対し転職を含めた増収指導 必要	6回						F10		F19	F31	F6 F10	F18	5	
128	南	3	主、妻に対し就労の検討必要	2回		F30								23		5	
129	南	3	主に対し転職を含めた増収指導 必要	4回			F8					22	24	F8	5		
130	南	3	強力な就労指導必要	2回										5	12	5	平成16年5月 転出廃止
131	南	3	病状把握のうえ就労指導	2回		27									2	5	平成16年3月 逮捕廃止
132	南	3	主に対し強力な就労指導必要	4回	26			8			6		12		5		
133	南	3	主に対し強力な就労指導必要	4回					F30	F28		19	F27			5	平成16年3月 収入増廃止
134	南	3	就労指導必要のため	3回	1				F1						30	5	
135	南	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	8回		7 26	9	13		1	20			12 20		1	
136	南	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	9回		19 2		13	5	2	17		F6 9	F24		1	
137	南	3	稼働能力活用について強力な指導が必要	15回		7 F21 27	F24	F22	F18 26	8 31	F5 F10 12	2	22		2	1	
138	南	3	強力な就労指導	2回							5			F13		6	3月廃止
139	南	3	強力な就労指導	1回										F13		6	
140	南	3	就労収入増加または転職指導	2回	25			29								6	
141	南	2	主と子の関係に注意	5回	28	14		6	9				23			6	
142	南	3	早期就労開始の指導	6回	10	14 22	5				F12			F9		6	
143	南	2	子との関係に注意	4回		20			9	F10		F16				6	
144	南	3	早期就労指導	5回	F10 23	14					F12		F27			6	
145	南	4	事故破産の手続きに注意	1回										9		6	
146	南	3	早期就労指導	0回												6	4月廃止
147	南	2	世帯分離中の子との関係注意	5回	4	14	5			1	27					6	
148	南	3	早期就労開始の指導	1回						F30						6	
149	南	2	生活実態把握	1回	9											6	
150	南	6	病状、生活実態把握	8回	F17 25 F30	F9 14	27			20		20				6	

区分	事務所	Aケース各付けの理由	訪問 月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	CW 番号	備 考 (訪問しなかった理由等)
151	南	3	早期就労開始の指導	1回	F16											6	4月廃止
152	南	3	早期就労を目指して もらうこと	4回	7 30	24		18								6	
153	南	3	早期就労開始の指導	0回												6	平成16年3月16日開始
154	南	3	就労収入増加を目指 してもらう	1回		28										6	7月廃止
155	南	2	生活実態把握	3回	25	9								2		6	
156	南	5	病状悪化に伴う生活 実態把握	0回												6	1月廃止
157	南	3	就労指導	3回			15	8			14					6	
158	南	3	早期就労開始の指導	7回		F15 F26		F19 F21 F30					F16		F12	6	
159	南	3	稼働能力を十分に活 用していないため	6回		20		5	20		9				5 11	10	
160	南	3	稼働能力を十分に活 用していないため	4回	7 10								14	17		10	
161	南	3	稼働能力活用につ いて強力な指導が必要	7回	7			8	12		2		7	6	16	10	
162	南	3	主、現状で出来る範 囲での就労指導（精 神32条）	5回							F19 27				2 12 19	3	
163	南	3	主、強力な就労指導	5回				F11			F13 F17			F6	F13	3	
164	南	2	日常生活上の行動に 特に問題があるケー ス	1回									F30			7	
165	南	3	稼働能力活用につ いて強力な指導が必要	1回										19		7	1月開始、6月廃止
166	南	2	日常生活上の行動に 特に問題があるケー ス	3回									F30	F24	F26	7	
167	南	3	稼働能力活用につ いて強力な指導が必要	3回			10 23							22		9	
168	南	3	稼働能力活用につ いて強力な指導が必要	4回								24	F26	F9 F23		9	
169	南	3	稼働能力活用につ いて強力な指導が必要	0回												9	
170	南	3	稼働能力活用につ いて強力な指導が必要	2回							F19 27					9	

この170件を分析すると、ケースワーカーの平成15年度中の訪問回数は延べ1,010回になっていたので、Aケース1件当たりの平均訪問日数は5.9回にすぎないことが判明した。

また、基準の年12回以上程度訪問を行っていないケースが154件も存在し、これは上記170件のうちの90.6パーセントに相当するものである。

さらに、監査の結果、Aケースでありながらも、年度中6回以下の訪問件数のケースは102件で60.0パーセントにも上っていることがそれぞれ判明したものである。

(3) ケースワーカーの訪問状況の問題点（意見）

しかも、図表41-1は、訪問回数に不在の場合（図表41-1の訪問月日においてFの表示がなされている。）が含まれていたり、また、被保護者本人ではなく、被保護者の子供等が対応しているにすぎない場合も含まれているので、実質的な訪問回数はより少なくなるものである。

かかる訪問状況だと、わざわざ特定の理由に基づきAケースに格付けした意義が損なわれてしまうので、Aケースを含めたすべてのケースの格付けの見直しを検討すべきである。

(4) Aケースの訪問状況に関する監査の結果（指摘事項）

さらに、Aケースの訪問状況については、被保護者が不在の場合や被保護者本人ではなく、被保護者の子供等が対応しているにすぎない場合を除いた実質的な訪問回数と訪問記録の内容を確認するため、次のとおりAケース全件について監査を実施したものである。

ア 中央福祉事務所

調査日 平成16年12月8日

調査件数 68件

このうち、実質訪問回数が6回以下の件数 40件

さらに、このうち、実質訪問回数が3回以下の件数 22件

イ 北福祉事務所

調査日 平成16年12月6日

調査件数 2件

このうち、実質訪問回数が6回以下の件数 1件

さらに、このうち、実質訪問回数が3回以下の件数 1件

ウ 東福祉事務所

調査日 平成16年12月9日

調査件数 27件

このうち、実質訪問回数が6回以下の件数 19件

さらに、このうち、実質訪問回数が3回以下の件数 13件

エ 西大寺福祉事務所

調査日 平成16年12月6日

調査件数 7件

このうち、実質訪問回数が6回以下の件数 1件

さらに、このうち、実質訪問回数が3回以下の件数 0件

オ 西福祉事務所

調査日 平成16年12月6日

調査件数 9件

このうち、実質訪問回数が6回以下の件数 9件

さらに、このうち、実質訪問回数が3回以下の件数 7件

カ 南福祉事務所

調査日 平成16年12月9日

調査件数 38件

このうち、実質訪問回数が6回以下の件数 33件

さらに、このうち、実質訪問回数が3回以下の件数 22件

キ まとめ

調査件数は、151件である。

そして、このうち、実質訪問回数が6回以下の件数は103件で、上記151件の68.2パーセントにも上るものである。

さらに、このうち、実質訪問回数が3回以下の件数は65件で、上記151件の43.0パーセントにも上るものである。

年12回以上程度の訪問が基準とされているAケースにおいては、その基準が

ほとんど守られていないことが明らかになったものである。

加えて、訪問記録の記載についても、「就労指導等」といった抽象的なことしか記載されておらず、具体的に何をどう指導して、それに対して、被保護者がどのように答えたか、何が問題なのか、今後何を具体的に改善していくのかなどの問題意識がうかがわれない記載がかなり多く見られたものである。

具体的には、次のケースである。

ケース30

Aケースであるにもかかわらず、ケースワーカーが平成15年9月25日から2回しか訪問しておらず、しかもいずれも被保護者が不在であったというもの。

この場合、約半年間にもわたり訪問調査を行っていないのは問題であり、Aケースの格付けの意味がないものといわざるを得ない。

ケース31

ケースワーカーの13回の訪問のうち、8回が不在であり、被保護者は不在の理由として、知人宅に泊まっているなどと主張しているというもの。

記録によると、被保護者は、平成15年12月に中絶しているとのことである。扶養関係の調査と就労の指導指示の方向で検討すべきである。

ケース32

ケースワーカーの4回の訪問のうち、2回が不在であり、被保護者は、ケースワーカーの訪問を嫌っていて、福祉事務所への来所を希望しているというもの。

この場合、被保護者に対する就労指導がほとんどされていなかった。ケースワーカーが勤務1年目のため、綿密な訪問調査による積極的な就労指導という観点からは、少し荷が重いのではないかと考えられる。

ケース33

ケースワーカーの8回の訪問のうち、5回が不在であり、不在の理由として病院に行っていたなどと被保護者は主張するが、その裏付けはないというもの。

この場合、被保護者が就労している可能性もあるので、より積極的かつ中身のある訪問調査を行うべきである。

ケース34

Aケースであるのに、ケースワーカーが平成15年9月26日以降は平成16年2月10日に1回だけ訪問しているだけというもの。

この場合、Aケースであるにもかかわらず、単に訪問調査を実質的に行っていないというだけにとどまらず、被保護者の月収は約3万5,000円であるため、増収の指導をより具体的かつ強力に行うべきである。

ケース35

ケースワーカーは、被保護者が保護費受取りのために福祉事務所に来所する際に、面接を行っているものの、訪問調査は年3回のみで、その3回はすべて被保護者は不在であり、訪問調査は実質的に0回であったというもの。

この場合、Aケースとして格付けをした意味がなくなってしまっており、問題である。

福祉事務所における面接では、被保護者の生活実態等は必ずしも明らかにならないので、訪問調査を行うべきである。

ケース36

ケースワーカーは、4回訪問していたが、いずれも被保護者が不在のため、実質的な訪問調査の回数は0回となっていたというもの。

この場合も、Aケースとしての格付けの意味がなくなっている。連絡票を差し置いた上で、それでもなお、連絡がない場合又は訪問調査に協力しない場合等は、指導指示書の交付を検討すべきである。

ケース37

ケースワーカーが4月から12月まで訪問を全く行っておらず、1月から3月までの間に1回ずつ年3回の訪問を行ったものの、被保護者はいずれも不在で、実質的な訪問調査の回数は0回となっていたというもの。

この場合、Aケースであるにもかかわらず、約9か月間にもわたり、1回も訪問調査を行っていない理由が不明であり、問題である。

ケース38

ケースワーカーの7回の訪問のうち、1回は被保護者が不在だったので、

実質的な訪問調査の回数は6回であったが、このうち、2回は被保護者の子（平成5年生まれ）との面接となっており、実質的な訪問調査回数とは考えられないというもの。

この場合、被保護者の子との面接を訪問調査回数に算入していること自体が問題である。

(5) 福祉事務所ごとの訪問状況

なお、平成15年度における各福祉事務所ごとのAケース1件当たりの訪問回数（ただし、年度途中からのものと年度途中で廃止になったものを除く。）は、図表41-2のとおりとなっており、Aケース1件当たりの訪問回数が最も多い北福祉事務所の10.5回と最も少ない西福祉事務所の3.1回とではかなりの訪問回数の差が見られるものである。

図表41-2 【福祉事務所ごとのAケース1件当たりの訪問状況】

区 分	Aケースの件数	総訪問回数	Aケース1件当たりの訪問回数
中 央	75件	535回	7.1回
北	2件	21回	10.5回
東	26件	163回	6.2回
西大寺	7件	66回	9.4回
西	10件	31回	3.1回
南	50件	194回	3.8回

(6) 新規開始の訪問状況（指摘事項）

また、平成15年度中に新規開始になったAケースの格付けの理由と平成15年度中の訪問回数と訪問日は、図表41-3のとおりである。

図表41-3 【平成15年度新規開始のAケース訪問状況】

区分	事務所	Aケース格付けの理由	訪問 月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	CW 番号	備 考 (訪問しなかった理由等)
1	中央	3 就労指導	3回									10	F25		F10	2	平成15年12月1日付開始
2	中央	3 就労指導	2回								4		5			3	平成15年9月1日付開始
3	中央	3 稼働能力がありながら十分活用していない	1回												5	6	平成16年1月30日付開始
4	中央	3 主に就労指導	3回							28	F14		F9			8	平成15年10月8日付開始
5	中央	2 生活実態に問題があるため	3回										23	6	4	11	1月新規開始
6	中央	2 生活実態に問題があるため	10回			2	9	11	3	2	7	2	19	5	8	11	5月新規開始
7	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	5回								14	9	7	6	10	11	10月新規開始
8	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	9回				22	11	8	6	7	3	6	5	8	11	7月新規開始
9	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	10回			17	14	5	5	6	7	9	15	4	8	11	6月新規開始
10	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	8回			26	23		1	F23	17	F19	16	27		13	6月新規開始
11	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	7回						29	28	7	5	20	24	5	15	9月新規開始
12	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	1回											4		16	1月新規開始
13	中央	2 生活状況の把握が困難	2回								26				F12	17	11月新規開始
14	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	1回								18					19	11月5日開始
15	中央	3 長女の就労指導	2回									8		F19		21	12月8日開始
16	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	4回									12	F20	19	F12	23	12月11日開始
17	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	3回										13	12	F12	23	1月13日開始
18	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	7回			9	4		4	30	19			6	2	23	6月6日開始
19	中央	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	5回						30		2	28	F18	F8		26	9月24日開始
20	東	2 日常生活に問題あり	2回										22	19		8	平成15年10月22日生保開始
21	東	2 日常生活に問題あり	1回										8			11	平成15年12月生保開始
22	東	2 生活状況の把握、稼働能力の生活指導	8回					7	4 8 F12		4 19	19			25	14	平成15年8月生保開始
23	西大寺	2 世帯員の日常生活上の行動に問題あり	8回		13	13	1	21	29			16		18	15	3	5月12日開始
24	西大寺	3 稼働能力活用について強力な指導が必要	3回				9					19		27		3	7月9日開始 担当多忙 求職状況報告のため月数回来所
25	西大寺	2 世帯員の日常生活上の行動に問題あり	7回						8 F19	21		F19 F25	F29	17		3	9月2日開始

区分	事務所	Aケース各付けの理由	訪問 月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	CW 番号	備 考 (訪問しなかった理由等)
26	西大寺	3	稼働能力活用について 強力な指導が必要	4回										F20F: 24F25: 28	1	2月12日開始	
27	南	2	生活実態把握	0回											6		
28	南	3	長女 稼働能力活用につ いて強力な指導が必要、 生活状況把握	4回					10	7	7	8			3	5月保護申請 9月保護決定	

これによると、平成15年度中の12月以前に新規開始となったAケースの件数は28件である。

新規開始のケースについては、開始後3か月は毎月訪問することとされているところ、それが実行されていたのは10件であり、35.7パーセントであった。

(7) 訪問調査の問題点と改善策（意見）

ケースワーカーの訪問調査については、基準どおりの回数の訪問がなされていないといういわば形式的な問題のほか、訪問には行っているが必ずしも中身が伴っていないという問題と個別ケースワーカーにより訪問への取組の差異が大きいといういわば実質的な問題点があった。

訪問の中身については、単に就労指導をしたということだけが訪問記録に記載されていて、具体的にどのような就労指導をしたのかが明確ではなく、指導指示への結びつきも必ずしも明らかになっていないケースが多く見られた。

また、ケースワーカーによる訪問への取組については、特定のケースワーカーは担当するすべてのAケースにつき基準を上回るペースで訪問調査を行っている一方、大部分のケースワーカーは担当するすべてのAケースにつき基準未満の訪問しか行っておらず、かつ、訪問記録から判断すると訪問の中身も乏しいものであった。

いずれにせよ、前述の図表23のケース分類及び現業活動基準はほとんど基準どおり履行されていなかった。

そこで、訪問基準の格付け見直しの検討と見直された基準の厳守、徹底化を図るとともに、ケースワーカーの訪問への取組に対する意欲を高めるための施策と訪問業務のスキルアップのための施策を講ずるべきである。

第5 法第63条による返還金及び法第78条による徴収金等の処理と国庫負担金の問題

1 返還金、徴収金の調定額と不納欠損処理

平成6年度から平成15年度までの間の法第63条の返還金等の調定額と不納欠損額は、図表42のとおりである。

図表42【返還金等の調定額と不納欠損額の推移】

(円)

区 分	返還金、徴収金調定額(A)	不納欠損額(B)	(A) - (B)
平成6年度	77,797,199		77,797,199
平成7年度	75,959,615		75,959,615
平成8年度	82,717,329		82,717,329
平成9年度	83,691,425		83,691,425
平成10年度	127,907,805		127,907,805
平成11年度	118,788,310		118,788,310
平成12年度	112,300,320		112,300,320
平成13年度	125,421,640	22,176,575	103,245,065
平成14年度	134,374,842	18,172,298	116,202,544
平成15年度	147,645,583	38,988,563	108,657,020
合 計	1,086,604,068	79,337,436	1,007,266,632

2 国庫負担金の計算方法

(1) 国庫負担率

平成元年度以降、生活保護費の4分の3は、国庫負担金とされている（法第75条第1項第1号、地方財政法第10条第4号）。

国庫負担金とは、地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務に要する経費であって、その円滑な運営を期するためには国が進んで経費を負担する必要がある場合に国から地方公共団体に交付される負担金のことである。

生活保護費の国庫負担率は、昭和59年度までは10分の8、昭和60年度から昭和63年度までが10分の7で、平成元年度から4分の3とされているものである。

(2) 国庫負担金の算出方法

国庫負担金の具体的な算出方法は、次のとおりとされている（昭和44年7月25日付け厚生省社第169号第2項(1)、(2)）。

国庫負担金の交付額の算定方法

国庫負担金の交付額は次の①から②を控除した額に4分の3を乗じて得た額とすること。

① 基準に従って市町村又は都道府県が法第70条又は法第71条の規定により支弁した費用の額

② 法第63条の規定による返還金及び法第77条又は法第78条の規定による徴収金並びに生活保護のためのその他の収入（以下「返還金等」という。）の額

なお、返還金等の額は、次のアからイを控除した額とすること。

ア 地方自治法第231条の規定により返還金等として調定した額

イ 返還金等について、地方自治法第236条の規定により消滅した債権の額及び同法第240条の規定により徴収停止又は免除した債権の額

これを具体的に示すと、次のとおりとなる。

生活保護費…(A)

法第63条、第77条、第78条による返還金、徴収金…(B)

(B)につき、地方自治法第236条の規定により時効消滅した金額、地方自治法第240条の規定により徴収停止、免除した金額……………(C)

$$\boxed{\text{国庫負担金} = [(A) - \{(B) - (C)\}] \times 3 / 4}$$

(3) 生活保護法施行令第10条第1項

なお、生活保護法施行令第10条第1項は、次のとおり規定されている。

法第73条又は第75条に規定する都道府県又は国の負担及び補助は、各年度において、厚生労働大臣の定める基準に従って市町村又は都道府県が法第70条、第71条又は、第74条第1項の規定により支弁し、又は補助した費用の額から、法第63条の規定により被保護者が返還した額、法第77条又は第78条の規定により徴収した額及び生活保護のためのその他の収入の額を控除した精算額について行う。

この規定の文理解釈上は、保護費から法第63条等の返還金、法第77条及び法第78条の徴収金を控除した精算額について国庫負担金が決められることになっており、調定額がそのまま控除される扱いにはなっていない。

すなわち、前述の通達（昭和44年7月25日付厚生省社第169号）は、生活保護法施行令第10条第1項の「法第63条により被保護者が返還した金額、法第78条により徴収した金額」を「実際に返還、徴収した金額」ではなく、「返還決定、徴収決定した金額」と解釈するものである。

(4) 不納欠損処理の要件

前述の通達を前提にした場合、(C) の金額（不納欠損額）が問題となる。

岡山市が平成14年5月1日に制定した「生活保護法による返還金及び徴収金事務処理要綱」第15条第1項においては、債務の免除を行った場合又は消滅時効が完成した場合に不納欠損処理を行うものとされている。

そして、債務の免除は、地方自治法施行令第171条の7に基づき、債務者が無資力に近い状態にあるため、履行期限の延長を承認している債権については、当初の履行期限から10年を経過して、なお、債務者が同様の状態にあり、かつ、弁済できる見込がないと認められるときにできるとされている。

また、法第63条の返還金等の消滅時効期間については、それがいわゆる公法上の債権であるため、地方自治法第236条第1項の規定に基づき、5年間の消滅時効期間で時効消滅することになる。

そして、地方自治法第236条第2項により消滅時効の援用は不要とされており、消滅時効の利益は放棄できず、地方自治法第236条第4項により納入の通知及び督促は時効中断の効力を生じることになる。

(5) 法第63条の返還金等と行政の貸付金の比較

法第63条の返還金等と母子寡婦福祉資金貸付金等の行政の貸付金を比較すると、図表43のとおりである。

図表43 【法第63条の返還金等と行政の貸付金の比較】

区 分	法第63条等の返還金等	行政の貸付金
性 格	公法上の債権	私法上の債権
消滅時効期間	5年間 地方自治法第236条第1項	10年間 地方自治法第236条第1項 民法第167条第1項
消滅時効の援用	不要 地方自治法第236条第2項	必要 地方自治法第236条第2項 民法第145条
消滅時効の利益の放棄	不可 地方自治法第236条第2項	可能 地方自治法第236条第2項 民法第146条
時効の中断	納入の通知及び督促には絶対的時効中断の効力がある。 地方自治法第236条第4項	

なお、法第63条の返還金等の債権については、いわゆる滞納処分をなすことはできず（地方自治法第231条の3第3項）、訴訟提起又は督促手続による債務名義の取得による強制執行をなし得るにとどまるものであり、この点では、行政の貸付金と同様である。

(5) 消滅時効が完成するケース

したがって、法第63条の返還金等については、①支払がなされていないときは納入の通知又は督促の通知の到達日の翌日から5年間、②支払がなされたときは最後の支払日から5年間で時効消滅する可能性があることになり、その消滅時効は時効の援用なしに効力を生ずることになる。

3 過去の不納欠損処理について

(1) 不納欠損処理状況

前述の図表42記載のとおり、岡山市は、平成6年度から平成12年度までの間、不納欠損処理を全く行っていない（平成5年度以前についても全く不納欠損処理を行っていない。）。

岡山市は、平成13年度になって初めて2,217万6,575円の不納欠損処理を行っている。

平成13年度から平成15年度までの不納欠損処理の内容と金額は、図表44のとおりである。

図表44 【法第63条の返還金、法第78条の徴収金の不納欠損処理金の事由別件数及び金額】

(件、円)

区分		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中央	死亡	21	8,594,068	2	1,153,652	24	12,980,933
	居所不明	0	0	0	0	25	7,951,629
	自己破産	0	0	0	0	0	0
	小計	21	8,594,068	2	1,153,652	49	20,932,562
北	死亡	0	0	2	493,930	1	380,000
	居所不明	0	0	0	0	0	0
	自己破産	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	2	493,930	1	380,000
東	死亡	9	4,462,926	3	2,515,574	4	3,910,941
	居所不明	0	0	1	227,860	17	4,178,439
	自己破産	0	0	3	4,090,531	0	0
	小計	9	4,462,926	7	6,833,965	21	8,089,380
西大寺	死亡	13	4,846,381	8	7,696,966	5	1,840,090
	居所不明	0	0	0	0	11	4,026,291
	自己破産	0	0	0	0	0	0
	小計	13	4,846,381	8	7,696,966	16	5,866,381
西	死亡	1	498,400	0	0	2	549,272
	居所不明	0	0	0	0	0	0
	自己破産	0	0	1	1,624,852	0	0
	小計	1	498,400	1	1,624,852	2	549,272
南	死亡	5	3,774,800	1	368,933	3	1,412,634
	居所不明	0	0	0	0	6	1,758,334
	自己破産	0	0	0	0	0	0
	小計	5	3,774,800	1	368,933	9	3,170,968
計	死亡	49	22,176,575	16	12,229,055	39	21,073,870
	居所不明	0	0	1	227,860	59	17,914,693
	自己破産	0	0	4	5,715,383	0	0
	小計	49	22,176,575	21	18,172,298	98	38,988,563

(2) 国庫負担金と不納欠損の関係

初めて不納欠損処理をした平成13年度からの不納欠損処理額の累計は、7,933万7,436円となる。

では、不納欠損処理をしないと岡山市の財政にいかなる影響を及ぼすことになるのか。それは、前述の国庫負担金の計算式からも明らかとおおり、国庫負担金が不納欠損額の4分の3に相当する金額だけ増額されないことになる。

平成12年度以前について、本来行うべきであった不納欠損額の金額の詳細は不明である。このため、今後、積極的に不納欠損処理を行っていくことが必要になるが、この点は後述する。

(3) 不納欠損処理を行わなかった理由

では、なぜ、平成12年度以前の相当の長期間にわたり、岡山市は返還金及び徴収金につき不納欠損処理を行わなかったのか。それは、収納、滞納事務処理の標準化ができていなかったことや、徴収努力が十分でなかったこと、消滅時効完成成分の確認が十分でなかったことなど、福祉事務所として組織的な取り組みができていなかったためとのことである。

そして、岡山市は、平成13年度から返還金及び徴収金の事務を統一的かつ適正に行うため、事務処理の見直しを進め、平成13年度分の不納欠損処理を初めて行うとともに平成14年5月には「生活保護法による返還金及び徴収金事務処理要綱」を定め、統一的な事務処理に取り組んでいるところである。

図表45-1 【生活保護費国庫負担金精算書書式】

(別紙1)

平成 年度生活保護費国庫負担金精算書

(都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名)

保護費	支出額		返納金徴収金その他の収入(イ)	国庫負担基本額(ア-イ)(ウ)	国庫負担所要額(ウ×3/4)(エ)	国庫負担金交付決定額(オ)	国庫負担金受入額(カ)	不用額(オ-カ)(キ)	国庫負担金過不足額(オ-エ)	
	保護施設事務費及び委託事務費	小計(ア)							超過額	不足額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

注) 1 (イ) 欄に計上すべき額は、当該年度において法第63条による返還金、法第77条又は法第78条による徴収金その他生活保護のための収入として調定した額から地方自治法の規定による不納欠損額を控除した額とすること。

2 (ア) 欄に計上すべき額は、(別紙2)の様式による支出額合計額とすること。

(別紙2)

平成 年度生活保護費扶助別支出額調

(都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名)

区分				支出額	構成比率	備考
保 護 費	生	活	扶	円	%	
	住	宅	助			
	教	育	助			
	介	護	助			
	医	療	助			
	出	産	助			
生	業	助				
葬	祭	助				
小		計				
保護施設事務及び委託事務費						
合計						

注) 構成比率は百分比をもって表示することとし、百分比は小数点以下第2位まで算出すること。

図表45-2 【生活保護費国庫負担金精算書書式】

(別紙1)

平成 年度生活保護費国庫負担金精算書

(都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名)

保護費	支出額		返納金徴収金その他の収入(イ)	国庫負担基本額(ア-イ)(ウ)	国庫負担所要額(ウ×3/4)(エ)	国庫負担金交付決定額(オ)	国庫負担金受入額(カ)	不用額(オ-カ)(キ)	国庫負担金過不足額(オ-エ)	
	保護施設事務費及び委託事務費	小計(ア)							超過額	不足額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

注) 1 (イ) 欄に計上すべき額は、当該年度において法第63条による返還金、法第77条又は法第78条による徴収金その他生活保護のための収入として調定した額から地方自治法の規定による不納欠損額を控除した額とすること。
なお、(イ) 欄の内訳を別紙1-2に記載すること。

2 (ア) 欄に計上すべき額は、(別紙2)の様式による支出額合計額とすること。

(別紙2)

平成 年度生活保護費扶助別支出額調

(都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名)

区分				支出額	構成比率	備考
保 護 費	生	活	扶	円	%	
	住	宅	助			
	教	育	助			
	介	護	助			
	医	療	助			
	出	産	助			
生	業	助				
葬	祭	助				
小		計				
保護施設事務及び委託事務費						
合計						

注) 構成比率は百分比をもって表示することとし、百分比は小数点以下第2位まで算出すること。

(別紙1-2)
「返納金、徴収金、その他の収入」内訳額
(都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名)

内 容	金額(円)
・介護扶助費償還分	△
・法第63条による返還金	
・法第78条による徴収金	
・法第77条による徴収金	
・不納欠損額	
・その他	
・その他	
合計	